

市第72号議案

横浜市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正

横浜市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年12月 3 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

横浜市動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年 3 月横浜市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「生殖を不能にする手術」を「不妊手術、去勢手術」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 動物の所有者は、当該動物を終生にわたり飼養をすることが困難となった場合には、適正に飼養をすることができる者に当該動物を譲渡するよう努めなければならない。

第 5 条に次の 5 項を加える。

5 動物の所有者は、当該動物には、首輪、名札、マイクロチップ等により、当該所有者の氏名、電話番号その他連絡先を明らかにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

6 犬又はねこの飼い主は、当該犬又はねこに適切な方法でしつけを行うよう努めなければならない。

7 ねこの飼い主は、原則として、当該ねこを屋内で飼養をするよう努めなければならない。

8 実質的にねこの飼い主と同一視される者は、当該ねこを屋外で飼養をする場合には、当該ねこの排せつ物その他の廃棄物の適正な処理その他周辺環境に配慮した適正な飼養を行うよう努めなければならない。

9 動物の飼い主は、地震、水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における動物の適正な飼養のための準備を行い、災害が発生した場合には必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第 7 条第 1 項第 7 号中「努める」の次に「とともに、速やかに保健所その他関係機関に連絡するよう努める」を加える。

第 12 条を次のように改める。

第 12 条 削除

第 14 条の見出しを「（野犬等の收容、譲渡等）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

6 前項の規定による譲渡を求める者は、あらかじめ、その旨を市長に申し込まなければならない。

第 16 条の見出しを「（犬又はねこの引取り、譲渡等）」に改め、同条第 1 項中「ときは」の次に「、やむを得ない理由があると認めるときに限り、これを引き取るものとする。この場合において、市長は」を加え、同条に次の 1 項を加える。

4 第 14 条第 6 項の規定は、前項の規定による譲渡について準用する。

第 16 条の次に次の 1 条を加える。

（治療等）

第 16 条の 2 市長は、第 14 条第 1 項の規定により野犬等を收容した

とき、法第35条第 1 項若しくは第 2 項の規定により犬若しくはねこを引き取ったとき、又は法第36条第 2 項の規定により犬、ねこの動物を収容したときは、治療その他必要な措置を講ずることができる。

第19条中「の範囲内で規則で定める額」を「（第 4 号及び第 5 号にあっては、これらの号に定める額の範囲内において規則で定める額）」に改め、同条第 5 号中「 2,000 円」を「 4,000 円」に改め、同条第 6 号を削り、同条第 7 号イ中「 500 円」を「 1,000 円」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条に次の 3 項を加える。

- 2 手数料は、その都度納付しなければならない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。
- 3 既納の手数料は、返還しない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 市長は、公益上必要があると認めるとき、又は災害その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第19条第 5 号の改正規定、同条第 7 号イの改正規定及び次項の規定は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市動物の愛護及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第19条第 1 項第 5 号及び第 6 号イの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の引取り又は保管に係る手数料について適用し、施行日前の引取

り又は保管に係る手数料については、なお従前の例による。

- 3 新条例第19条第3項及び第4項の規定は、施行日以後の申請、引取り、返還等に係る手数料について適用する。

提 案 理 由

動物の飼い主等の責務に関する規定を追加するとともに、犬又はねこの引取り手数料等を改定する等のため、横浜市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（飼い主等の責務）

第5条（第1項及び第2項省略）

- 3 動物の所有者は、当該動物を終生にわたり飼養をすることが困難となった場合には、適正に飼養をすることができる者に当該動物を譲渡するよう努めなければならない。
- $\frac{4}{3}$ 動物の所有者は、当該動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、当該繁殖を防止するため、不妊手術、去勢手術
— 生殖を不能にする手
術その他の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 動物の所有者は、当該動物には、首輪、名札、マイクロチップ等により、当該所有者の氏名、電話番号その他連絡先を明らかにするための措置を講ずるよう努めなければならない。
- 6 犬又はねこの飼い主は、当該犬又はねこに適切な方法でしつけを行うよう努めなければならない。
- 7 ねこの飼い主は、原則として、当該ねこを屋内で飼養をするよう努めなければならない。
- 8 実質的にねこの飼い主と同一視される者は、当該ねこを屋外で飼養をする場合には、当該ねこの排せつ物その他の廃棄物の適正な処理その他周辺環境に配慮した適正な飼養を行うよう努めなければならない。
- 9 動物の飼い主は、地震、水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における動物の適正な飼養のための準備を

行い、災害が発生した場合には必要な措置を講ずるよう努めなければならぬ。

(動物の飼い主の遵守事項)

第7条 動物の飼い主(第1号から第4号まで及び第6号に掲げる事項にあっては、動物取扱業者を除く。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(第1号から第6号まで省略)

(7) 動物が逸走した場合には、自らの責任において捜索し、収容するよう努めるとともに、速やかに保健所その他関係機関に連絡するよう努めること。

(第8号及び第2項省略)

(講習会)

第12条 ~~削除~~
市長は、法第10条第1項の動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得させるため、講習会を行うことができる。

2 前項の講習会に関し必要な事項は、規則で定める。

(野犬等の収容、譲渡等)

(野犬等の収容等)

第14条 (第1項から第5項まで省略)

6 前項の規定による譲渡を求める者は、あらかじめ、その旨を市長に申し込まなければならない。

(犬又はねこの引取り、譲渡等)

(犬又はねこの引取り等)

第16条 市長は、法第35条第1項又は第2項の規定により犬又はねこの引取りを求められたときは、やむを得ない理由があると認めるときに限り、これを引き取るものとする。この場合において、市長は、引き取るべき日時及び場所を指定し、かつ、当該犬又はねこを引き取るための必要な指示を与えることができる。

(第2項及び第3項省略)

4 第14条第6項の規定は、前項の規定による譲渡について準用する。

(治療等)

第16条の2 市長は、第14条第1項の規定により野犬等を收容したとき、法第35条第1項若しくは第2項の規定により犬若しくはねこを引き取ったとき、又は法第36条第2項の規定により犬、ねこ等の動物を收容したときは、治療その他必要な措置を講ずることができる。

(手数料)

第19条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額 (第4号及び第5号にあっては、これらの号に定める額の範囲内において規則で定める額) の手数料を納付しなければならない。

(第1号から第4号まで省略)

(5) 法第35条第1項の規定により犬又はねこの引取りを求める者
犬又はねこの引取り手数料 1頭又は1匹につき $\frac{4,000 \text{ 円}}{2,000 \text{ 円}}$

(6) 第12条第1項の規定による講習会を受けようとする者
講習会の受講手数料 1名につき1回 5,000円

(6) 第14条第1項の規定により收容された野犬等、法第35条第2
(7) 項の規定により引き取られた犬若しくはねこ又は法第36条第2
項の規定により收容された犬、ねこ等の動物の返還を求める者
犬、ねこ等の返還手数料

(ア省略)

イ 保管に要する費用 1頭又は1匹につき1日 $\frac{1,000 \text{ 円}}{500 \text{ 円}}$

2 手数料は、その都度納付しなければならない。ただし、市長が

必要と認める場合は、この限りでない。

3 既納の手数料は、返還しない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

4 市長は、公益上必要があると認めるとき、又は災害その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。